相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県安房郡鋸南町岩井袋八二番地、最後の住所千葉県安房郡鋸南町竜島八七五番地
八　被相続人　亡　三宅　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
千葉県木更津市東中央三―一〇―二　二階
塚本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市薬円台三丁目一七九番地、最後の住所千葉県佐倉市中志津三丁目一番七号
被相続人　亡　植村　高志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号
コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市稲荷町三丁目三五五番地、最後の住所千葉県流山市東初石一丁目一一三番地の五　被相続人　亡　齋藤　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
東京都中央区新富一丁目一一番七号ミツヤ第三ビル二階北村・重國法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮　明史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿四丁目四〇番地、最後の住所東京都江戸川区中葛西一丁目二番一八―七〇五号　被相続人　亡　市川　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区下町六六番地、最後の住所横浜市鶴見区上末吉二丁目一一番二六―四〇二号　被相続人　亡　宮澤　勇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
横浜市中区常盤町一―二―一関内電子ビル三階A―一
相続財産管理人　弁護士　飯田　学史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市頸城区青野二五〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西脇　一将

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
新潟県上越市木田二丁目一番一号　山和ビル六階　弁護士法人新潟第一法律事務所
上越事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　伸樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市中浜一丁目一七番地、最後の住所新潟県柏崎市中浜一丁目一番一八号　被相続人　亡　田邉ミヨエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
新潟県柏崎市半田一丁目三番六号、事務所新潟県柏崎市半田一丁目三番八号
相続財産管理人　司法書士　柿崎　啓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市庄川町金屋二一〇七番地、最後の住所石川県金沢市三十苅町丁一四八番地二（グループホームひまわり）　被相続人　亡　島田　良誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
石川県金沢市新保本一丁目四四番地二
四十洲司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　四十洲一哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市月浦町イ二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　月尾　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
石川県金沢市元菊町二一番八七号濱伍ビル一〇一号室北陸セントラル行政書士事務所
相続財産管理人　行政書士　森　眞一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字寿小赤一三二九番地、最後の住所長野県松本市大字寿豊丘八一一番地五七中信松本病院　被相続人　亡　青木　美和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
長野県松本市白板一丁目九番四三号
相続財産管理人　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大和町苅安賀字下西之杁二番地、最後の住所愛知県春日井市廻間町七〇三―一春日苑　被相続人　亡　森　伊都子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
愛知県名古屋市中区錦二丁目四番三号錦パークビル六階遠藤・伊佐治法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊佐治佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町臨野川九六〇番地二、最後の住所名古屋市名東区猪子石一丁目四一二番地　被相続人　亡　沖　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
名古屋市中村区名駅三丁目一六番二二号名古屋ダイヤビルディング一号館二階　弁護士法人古澤早瀬
相続財産管理人　弁護士　早瀬　晋平

第27期決算公告

平成29年7月26日

岩手県一関市東台50番地30
ＳＷＳ東日本株式会社
代表取締役　永田　信和

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,005,243	流動負債	2,713,883
固定資産	4,260,633	（役員賞与引当金）	(8,620)
		固定負債	1,521,652
		（退職給付引当金）	(1,280,468)
		株主資本	7,030,340
		資本金	340,000
		資本剰余金	1,390,000
		その他資本剰余金	1,390,000
		利益剰余金	5,300,340
		利益準備金	165,371
		その他利益剰余金	5,134,969
		（うち当期純利益）	(180,308)
資産合計	11,265,876	負債・純資産合計	11,265,876